

## 5. 「66条科目」の履修方法

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目」(以下「66条科目」と略称します)について説明します。

「66条科目」は中学校・高等学校に限らず教員免許を取得するための必須条件で、4科目8単位が指定されています。科目の名称と修得必要単位数は、次のようになっています。

- ・「日本国憲法」(2単位)
- ・「体育」(2単位)
- ・「外国語コミュニケーション」(2単位)
- ・「情報機器の操作」(2単位)

ただし、これらの科目名称は、免許法の施行規則が規定するものであり、本学の授業科目名とは必ずしも一致しません。また修得必要単位数も異なる場合があります。これらに相当する本学の授業科目は、学部・学科によって異なりますので、表5-1で所属学科の該当科目を確認してください。

なお、教育実習の内諾依頼を行うためには「66条科目」から4単位以上を修得していなければなりません。さらに教育実習を行うためには「66条科目」をすべて修得していることが条件となります。

表5-1 66条科目(2014年度入学者から適用)

66条科目	学部(学科)	本学での授業科目名
日本国憲法 (2単位)	法学部, 経済学部, 外国語学部, 人間科学部, 工学部, 経営学部, 理学部	「日本国憲法」(2単位)
体育 (2単位)	法学部, 経済学部, 外国語学部, 人間科学部, 工学部 経営学部, 理学部	「健康科学とスポーツ」(1単位)及び「健康科学とスポーツ」(1単位) 「健康科学」(1単位)及び「健康科学」(1単位)
外国語コミュニケーション (2単位)	法学部, 経済学部, 人間科学部, 工学部	「英語会話・初級」, 「英語会話・初級」, 「スペイン語初級B」, 「スペイン語初級B」, 「中国語初級B」, 「中国語初級B」, 「ドイツ語初級B」, 「ドイツ語初級B」, 「フランス語初級B」, 「フランス語初級B」, 「ロシア語初級B」, 「ロシア語初級B」, 「韓国語初級B」, 「韓国語初級B」 各1単位。同一外国語を2科目。 上記B・B科目を履修する場合には、「英語会話」以外の外国語は A・Aも併せて履修すること。
	外国語学部(英語英文学科)	「Speaking」(1単位)及び「Speaking」(1単位)
	外国語学部(中国語学科)	「中国語演習 d(会話)A」(1単位)及び「中国語演習 d(会話)B」(1単位)
	経営学部 理学部	「初級英語」, 「中級英語」, 「上級英語」, 「ドイツ語」, 「フランス語」, 「スペイン語」, 「ロシア語」, 「中国語」, 「韓国語」 各2単位。いずれか1科目。 「初級英語」, 「中級英語」, 「上級英語」, 「ドイツ語」, 「フランス語」, 「スペイン語」, 「中国語」 各2単位。いずれか1科目。
情報機器の操作 (2単位)	法学部, 外国語学部, 人間科学部	「情報処理」(2単位)(注)各学科の専攻科目。
	経済学部	「経済情報処理」(2単位)
	工学部(機械工学科)	「コンピュータ解析」(2単位)及び「情報処理演習」(1単位)
	工学部(電気電子情報工学科)	「情報技術」(2単位)
	工学部(物質生命化学科)	「化学情報処理」(2単位)
	工学部(情報システム創成学科)	「情報処理演習」(1単位)及び「プログラミング演習」(1単位)
	工学部(経営工学科)	「情報処理演習」(1単位)及び「プログラミング演習」(1単位)
	工学部(建築学科)	「情報処理演習」(1単位)及び「建築CAD演習」(2単位)
	経営学部	「コンピュータ演習」(2単位)
	理学部(情報科学科)	「情報科学リテラシー」(4単位)
理学部(数理・物理学科, 化学科, 生物科学科)	「PCリテラシー」(2単位)	